答 弁 第 九 号令和四年二月八日受領

内閣衆質二〇八第九号

令和四年二月八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之殿

衆議院議員山本太郎君提出「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」

との方針変更に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本太郎君提出「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよ

い」との方針変更に関する質問に対する答弁書

一について

等」という。) 対応について、 症 御指摘 の患者に対する医療に関する法律 \mathcal{O} 「当該事務連絡」 の判断で行うことが可能なものを明確化したものであり、 都道府県知事 (以下「令和四年事務連絡」という。) においては、 (保健所を設置する市又は特別区にあっては、 (平成十年法律第百十四号。以下 「感染症法」という。)等に基づく 御指摘のような その長。 感染症の予防及び感染 以下 「これまで可能 「都道府県知 事

二及び十二について

としていなかった」

ものではない。

ては、 象 国内のオミクロン株感染症例に関する暫定的な潜伏期間、 は様 お尋ね 令和四年一月十三日に国立感染症 々であることから、 0 「メリットおよびデメリット」については、 網羅的 か つ具体的にお答えすることは困難であるが、 研究所が公表した 「当該事務連絡の発出によって」影響を受ける対 家庭内二次感染率、 「実地疫学調査により得られた情報に基づい 感染経路に関する疫学情報 令和 四年事務連絡に つい た

改善する効果が生じ得ると考えている。 状況に応じて、 合に備え、 診するよう、 検査前でも医療機関への受診は可能であることや、 のであり、 来医療のひっ迫が想定される場合」において、 (二千二十二年一月十日現在)」、専門家の議論等を踏まえ、 患者の症状や重症化リスク等に応じて、 各都道府県知事等により適切な対応が行われることにより、 併せて呼びかけること」等と示しており、 診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」 また、 都道府県知事等の判断で行うことが可能な対応を示したも 令和四年事務連絡においては、 適切な医療の提供が確保されるよう」、 症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受 必要な検査や医療が受けられるよう配慮してい 「今後感染がさらに継続して急拡大した場 御指摘 \mathcal{O} 「本人が希望する場合には 「外来医療のひっ迫」 「地域 及び \hat{O} 感染 を

三について

る。

査 の症状がある同条第三項の「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」に対して配布 お という。)として行わ 尋ね \mathcal{O} 「自己検査にかかる費用」 ħ る、 都道府県知事等及び都道府県知事等から委託を受けた事業者等が については、 感染症法第十五条第一項に基づく調査 (以 下 . 発熱等

に 場合以外で自ら検査した場合は、 五十八条第一号及び第六十一条第三項の規定により都道府県及び国が負担することとなるが、 た新型コロナウイルス感染症に係る検査キットの使用により当該者が自ら行う検査の場合は、 ついて一 概にお答えすることは困難である。 当該検査に係る事情が様々であると考えられることから、負担を行う者 なお、 御指摘の「後日全部もしくは一部還付」すること 行政検査 感染症法第

四について

染症法第五十八条第一号及び第六十一条第三項の規定により都道府県及び国が負担することとなる。 三月四日付け健感発〇三〇四第五号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) は、 \mathcal{O} 政 医療機関において医師の判断により診療の一環として行われる新型コロナウイルス感染症に係る検査は行 (検査として扱うこととしており、 お尋ねについては、 前段のお尋ねについては、 現時点では考えていない。 当該医師が行った診断等の内容に応じて個別具体的に判断する必要があるため、 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」 御指摘 \mathcal{O} 「当該検査」 は行政検査に当たることから、 において示しているとおり、 その)費用; (令和二年 は、 後段 感

概にお答えすることは困難である。

五について

るに当たっては、 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)第十九条第一項の規定による診療に応ずる義務の有無を判断す 同項にいう正当な事由 の有無を個 々の事例に即して具体的に検討することが必要である

六の1及び2について

ため、

お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

明らか に高 家族などの感染者の濃厚接触者」 ても十分に新型コ お 尋ねについては、 1 、濃厚接触者として、家族等の同居人が感染者となった場合やクラスター な曝露歴がある場合などを想定しています。 口 ナウイル 令和四年事務連絡 ス感染症 とはどのような濃厚接触者か」において、 の疑似症患者であって当該感染症にかか の別添 「本事務連絡に関するQ&A」の なお、 あくまでも医師の裁量として検査を実施 「感染している可能: が発生した施設 っていると疑うに足りる正 Q 五 3 1 \mathcal{O} 従業員で 性 しなく が 「同居 非常

六の3から5までについて

当な理由

 \mathcal{O}

あるものと言える場合を想定しています」と示しているとおりである。

御指摘 \mathcal{O} 「濃厚接触者」 については、 都道府県知事等が、 令和四年事務連絡の別添 「本事務連絡に関す

体的 ナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) 入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」 年十一月二十九日版)」、 国立感染症研究所が作成した るQ&A」の「Q五: 一. ③の な状況に応じて判断することとなるため、 Б<u>.</u> 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 「同居家族などの感染者の濃厚接触者」とはどのような濃厚接触者か」、 一.一.五二九系統 0) Ι お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。 の二の③等において示されてい (オミクロン株) (令和三年十一月三十日付け厚生労働 の感染が確認された患者等に係る る取扱い を踏まえ、 省 新型 個別 コ 具 口

六の6について

臨 に届 及び第十四条第二項に基づく届出 ○第五号厚生労働 床 前 的 け出る基準」 段 特徴を有する者について、 \mathcal{O} お尋ねについては、 0 省健康局結核感染症課 第七の一 0) 「感染症 \equiv の基準等について 回 に の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条第一項 長通 おいて、 に該当すること等から新型コ 知 \mathcal{O} 患者 別紙 (一部改正)」 「医師及び指定届出 (確定例) (令和三年二月十日付け健感発〇二一 の届出基準 口 ナウイ 機関 ルス感染症 に の管理者が都道 ついては、 が 疑 わ 府県知事 れ、 0 カン

つ、

次の表の左欄に掲げる検査方法により、

当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合」として

陽性者数に含めるのか」 するQ&A」の 出ることとしていないものである。 状で診断しているため、 ス いるところ、 感染症 \mathcal{O} 新規陽性者数に含めていただくようお願いします。 令和四年事務連絡の一の③により診断された者は、 「 Q 九 当該 一・③の疑似症患者は、 において、 「患者 後段のお尋ねについては、 (確定例)」に該当しないことから、 ③の疑似症患者は、 自治体が公表してい 令和四年事務連絡 その際、 自治体の公表において、 医師の判断により検査を行わず、 る新型コ 新規陽性者数の内数として、 「患者 ロナウイルス感染症 の別添 (確定例)」として届 新型 「本事務連絡に コ 口 ナウイル 臨床症 \mathcal{O} 新規 . 関 け

七について

3

 \mathcal{O}

疑似症患者の数を明示する形で公表するようにご留意ください」と示しているとおりである。

防し、 染が 査を実施することが重要です」等と示すなど、 コ 口 感染症法第十五条第四項については、 発生した施設等に限らず、 ナウイ 又はそのまん延を防 ルス感染症につい 止するため」 ては、 特に医療機関、 無症状でも感染させるリスクがあること等のその特性 と規定 「感染症の患者を迅速に発見することにより、 地域における感染拡大の防止や早期発見を目的として幅広 高齢者施設等を中心に、 į 御指 摘 \mathcal{O} 「当該Q&A」 地 域の関係者を幅広く対 に おいても、 感染症 に鑑 「例えば み、 の発生を予 現に 新型 検 感

場合」においても「適切な医療の提供が確保されるよう」、 く検査を行うことが想定されている一方、令和四年事務連絡は、 況や措置の内容等が異なることから、 とすることを示したものである。 に当たっての取扱いとして、 「医師 したがって、 の判断により検査を行わなくとも、 御指摘のような 同項と令和四年事務連絡とでは、 「齟齬」 新型コロナウイルス感染症の患者を診断する が生じるものであるとは考えてい 「今後感染がさらに継続して急拡大した 臨床症状で診断すること」を可能 趣旨・目的、 想定する状

八の1について

てい の法律 うに足りる正当な理由のあるもの」 務連絡におい 法第八条第一 ると疑うに足りる正当な理由 お るため、 ·尋ね の規定を適用する」と規定しているところ、 \mathcal{O} 一項において、 「法的にすべて等しく扱われるのか」 同項の て、 「感染者の濃厚接触者が有症状となった場合」 「新型インフルエンザ等感染症 「新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症に のあるものについては、 (以 下 「新型コロナ疑似症患者」という。)に該当するものである。 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 御指摘の の疑似症患者であって当該感染症 新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、こ 「当該疑似症患者」については、 において医師により臨 にか 床症状で診断 かっていると疑 令和四 か カ 感染症 ってい だされ 年事

八の2及び3について

担することとなり、 措置が講じられてい 感染症法第八条第二項の規定により新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして適用する感染症法第二 こととしているところである。 担額を補助した場合、 月三十日付け健感発〇四三〇第三号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) ル 四十二条並びに第五十八条第十号及び第十二号並びに第六十一条第二項の規定により都道府県及び 十六条第二項の規定において準用する感染症法第十九条又は第二十条の規定により入院の勧告又は入院 る医療」 ス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担 御指摘 に要する費用については、 \mathcal{O} 「新型コロナウイルス感染症に関する治療」の意味するところが必ずしも明らかではない また、 る新型コロナ疑似症患者の入院に要する費用については、 その費用を新型コ 当該入院以外の新型コ これらの取扱いについては、 「都道府県が医療機関等に対して・・ ロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補 ロナ疑似症患者に対する医療のうち、 お尋ねの 医療の提供について」 「それまでにかかった医療費」につ • 保険給付後 0) 感染症法第三十七条及び第 <u>-</u>: 補助事業の のない 「新型 お残る自己負 (令 コ 対象とな 口 和二年四 助する」 ナウイ 国 が 負 \mathcal{O}

いても同様である。

九について

お尋ねについては、令和四年事務連絡の別添「本事務連絡に関するQ&A」における「Q六.一.③の

「同居家族などの感染者の濃厚接触者」について、 経口薬など治療薬を投与する場合などにおいても検査

を実施しなくてよいのか」において、 「経口薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く

鑑別が必要な場合などにおいて、 診断を確定する(※) ために検査を実施することは当然に必要となりま

す」と示しているとおりである。

十について

お尋ねについては、 御指摘の 「不利益」の具体的に意味するところが明らかではないため、 お答えする

ことは困難である。

十一について

御指摘 \mathcal{O} 「当該臨床診断が可能とされることによって・・・医療機関の負担がむしろ増える」事態につ

いては、現時点では想定していない。

十三について

ては、 おいて都道府県知事等の判断で行うことが可能な対応を示したものであるが、その見直しの必要性につい の受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」及び「外来医療のひっ迫が想定される場合」に 令和四年事務連絡は、 今後の感染状況、 医療機関の状況、 現在の感染状況等を踏まえ、 専門家の意見等を踏まえ総合的に判断する必要があると考えて 「地域の感染状況に応じて、 診療・検査医療機関

おり、

お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。